

措置要求書

地方公務員法第46条により、下記のとおり勤務条件に関する措置を要求します。

記

1 要求者 (個人名のため略)

2 要求事項

太田市教育委員会はエアコンの集中管理(設定温度20℃)をやめ、現場の各教員に温度管理を委任すること。

3 要求理由

文科省は望ましい温度の基準を「17℃以上、28℃以下」、労安法事務所衛生基準規則では、「室温が18度以上28度以下になるよう努める」ことを示しているにも関わらず、市教委がその努力を怠り、非常な寒さの中での勤務を強いられているため。また、市教委発出のエアコン使用ガイドラインでは、「ラジオ体操や縄跳びなどで体温を上げる」という現場の実態を無視した対応を求めており、このことについて抗議しても取り合わないため。(資料添付あり)

4 交渉経過の概要

現場では校長に温度を上げるよう要請していたが「市教委での一括管理なので不可」という回答であった。また全群馬教職員組合として、毎年の太田市教委交渉で(2019年度からは文書でも)温度設定を上げるよう要求してきたが、市教委側は「適切である」として取り合わない状態である。2022年12月に電話で要請したときには保健体育係長が「現場から寒いという意見は出ていない」と話していたことから、全群教からの要求は認識すらされていなかったようである。

2023年1月12日、市教委交渉で集中管理をやめるよう要求したが、「変更しない」という回答であった。2月7日、太田市公平委員会に相談し、そこから市教委に話してもらった。2月13日、市教委から電話で「再検討の結果、20℃設定の集中管理方式の変更はしない」との連絡があったため、措置要求に至った。

2023年2月27日

要求者 (個人名のため略)

資料1 エアコンを使用しながら実際に計測した教室温度

太田市立 A 小学校（実際の措置要求書は実名）

12月6日	1校時 16°C前後	1月24日	1校時 14°C
	2校時 最高 17.6°C		2校時 14.3°C
12月22日	1校時 12°C		3校時 14.9°C
	2校時 15°C		4校時 15.3°C
	1日の最高 18°C		

太田市立 B 小学校（実際の措置要求書は実名）

12月6日	11時過ぎに室温 20°Cに達する。	12月22日	朝 12°C エアコンを稼働させ
12月13日	給食までエアコンを稼働させたが 20°Cには達しなかった。 5校時移動教室のため エアコンを切ると 15°C		続けたが一度も 20°Cを上回らず。
		1月25日	朝 9°C エアコンを稼働させ 続けて 16°C

市内の他の小学校の教諭から聞き取った内容

- 1月24日 12°C 管理職にエアコン設定の変更をお願いしても聞き入れてもらえない。
5枚重ね着をして、カイロを2枚貼り、マフラーをして対応している。
- 11°Cの日もあった。手がかじかんで文字が上手に書けないと半べそをかいている児童もいた。

資料2 エアコンガイドラインについての問題点

- ・教職員や児童生徒の健康よりも節電が優先されている。
- ・1～2月の寒い日に、設定温度 20°Cでいくら稼働させても教室は 18°Cにはならない。
- ・扇風機を使用してたまった熱気を拡散させ、暖房効率を上げることを奨励しているが、そもそもたまるほどの熱気を発していない。極寒の教室を扇風機でかき混ぜても余計寒くなるだけ。
- ・「暖房に伴う体調の悪化（顔が赤い・ボーとし集中力がない）に注意してください」とあるが、15°Cの室内で、暑さを原因として体調を崩すことはない。寒さによる体調悪化の方が問題。
- ・「節電で一番大切なことは、効果の大きいところから始めることです」とあるが、であるなら毎日定時退勤できる労働環境を作る方が重要。
- ・「早朝ラジオ体操、縄跳び、マラソン等、運動し、体温を上げる」とあるが、このような非科学的な精神論での対応を求める姿勢は大きな問題であると考えられる。

エアコンの使用ポイント

稼働時期	12月1日から3月末日まで	
使用の目安	特に設定なし	
運転時間	普通教室	原則として、2校時までとする。それ以降も寒さが続く場合は、学校長の判断に委ねる。
	部活動	部活動では使用しないでください。
	上記以外	学校長の判断に委ねる。
運転操作者	必ず教職員が行ってください	
設定温度	室内温度20度(エアコンの場合、温度は職員室での集中管理)	
使用方法	暖房運転はエアコンを基本といたします。室温が低い時は、灯油ストーブを併用し、効率的な運転と経費節減に努める。	
効率的な利用	扇風機を併用することで、暖房の効果が上がります。	
	扉や窓をきちんと閉め、カーテンによる断熱効果を高めてください。ただし、適切な換気(灯油ストーブの場合)を行ってください。	
使用にあたって留意いただく点	暖房に伴う子供たちの体調の悪化(顔が赤い、ボーとして集中力がないなど)に注意してください。(風向きに注意する)	
省エネルギー対策の取組み	エアコンの同時起動の回避によるデマンド値の抑制や、照明のこまめな消灯等、節電や省エネルギーへの取り組みをお願いします。子供たちの健康増進に努めてください。	
日常管理	稼働時期のはじめと終わりに室内機のフィルターを清掃してください。	
その他	今後も、節電をお願いします。	

1 はじめに

現在、冬場の暖房については、灯油ストーブとエアコンによる併用方式となっております。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、常時の換気が必要とされております。つきましては、下記のとおり、太田市立小・中学校冬季暖房機器運用ガイドラインを見直し、児童生徒の体調並びに学習環境等を考慮した、効率的な運用を統一的に行うものです。

記

2 暖房機器(灯油ストーブ・エアコン)の稼働期間等

(1) 標準稼働期間

- ・暖房機器の稼働期間は、原則として**12月1日から3月末日**までの期間とします。

(2) 使用の目安

- ・暖房機器の使用開始温度は特に定めませんが、(1)の期間の中で、児童・生徒の体調ならびに学習環境等を考慮し、**設定温度20度以下**で使用してください。

(3) 稼働時間

- ・原則として、2校時まで(**朝礼前の準備時間や休み時間を含む**)といたします。
(しかし、それ以降も寒さが続き、暖房機器の使用が妥当であると学校長が判断した場合は、その限りでない。)
また、休み時間中は出入口の開閉を抑え、できるだけ暖気が逃げないようにしながら運転してください。
- ・教室から人が離れるような場合は稼働させないでください。
- ・授業時間外や冬季休業中等の暖房機器の稼働については、学校長の判断に委ねるものといたします。
- ・部活動では、原則として暖房機器を使用しないでください。

3 灯油ストーブとエアコンの併用運転について

- ・暖房運転は、**エアコンを基本**といたします。
また、室内温度が低い時は、灯油ストーブを併用することで、より効率よく室内温度を上げるとともに経費の節減に努めてください。

4 暖房機器を使用する際の注意

(1) 児童・生徒の体調管理

- ・暖房に伴う体調の悪化（顔が赤い・ボーとし集中力がない）に注意してください。
- ・暖房温度に気を付けるだけでなく、温風が直接当たらないように席をずらすなど、工夫してください。

(2) 換気

- ・常時の換気を行うとともに、休み時間等に教室内の空気を入れ換えるよう十分な換気に努めてください。
- ・掃除作業中はエアコンを稼働せず、窓を開閉して換気をおこなってください。（清掃作業中にエアコンを使用すると、粉塵やごみがフィルター内に入り込む恐れがあり故障に原因になるため。）

5 暖房機器の操作について

(1) 運転開始から使用終了時

- ・暖房機器の運転の開始、終了とも、必ず教職員が操作をおこなってください。
- ・各教室では、エアコンの温度設定はできません。（職員室で集中管理）

(2) 稼働終了の確認

- ・教職員は、暖房機器を切り忘れることがないように、注意してください。
- ・退校時には、職員室の集中制御盤（エアコンのみ）にて最終確認してください。

6 エアコンの日常管理について

- ・設置されているエアコン（室内機、室外機、配管等）を破損することがないように、大切にとりあつてください。
- ・教室の環境衛生や省エネルギーの観点から、稼働時期の始まりと終わりに室内機のフィルターを清掃してください。
- ・エネルギー効率が下がらないように、室外機の周辺には物を置かないようにしてください。

7 節電と省エネルギーの取り組み

(1) 節電できる使い方

- ・ 節電で一番大切なことは、効果の大きいところから始めることです。
学校の電気代のうち、エアコンと照明器具が大きなウエイトを占めております。今後、冬場のエアコン使用により、デマンド値が大きく跳ね上がることが予想されます。そのため、デマンド値の監視の強化は元より、エアコンの同時起動の回避や使用していない箇所の消灯を徹底する。

(2) 暖房機器の効率的な利用

- ・ 窓側のカーテン類の活用
各教室で、外気からの寒気の侵入を避けるため、必要に応じカーテンの操作による断熱効果を高めることができます。
- ・ 扇風機の活用
扇風機を活用することで、天井付近にたまりがちな熱気を教室全体に効率よく縦貫することができます。そのことにより、体感温度を上げ、より暖かく感じることもできるとともに、空調効率も上がり、エネルギーの節減にもつながります。

(3) ウォームビズの徹底

- ・ 上着を1枚着込むことで、2度程度室温を下げられる。

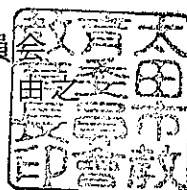
(4) 学校における健康増進の取り組み

◎自然の環境に順応できる体づくり

- ・ 早朝ラジオ体操、縄跳び、マラソン等、運動し、体温を上げる。

※エアコンの導入は、児童・生徒の体調を保持し、良好な学習環境を提供する一方で、環境に対して新たな負荷を与えるといった側面が生じることは否めません。これまで各学校におかれては、省エネルギー対策につとめて取り組んでいただいておりますが、更なる取り組みに努めていただきますようお願いいたします。

令和5年4月10日

群馬県人事委員会
委員長 森田 均 様太田市教育委員会
教育長 恩田

措置要求書への意見書

令和5年3月8日付をもって意見を求められた措置要求書について、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 要求事項について

現在行われている太田市教育委員会（以降「太田市教委」という）のエアコンの集中管理（設定温度20℃）は適切である。

2. 要求理由について

要求理由は噛み合っていないように思えるが、以下では要求事項に即して、必要な限度で意見を述べる。

① 教室のエアコンは平成26年度より使用しており、当時から暖房の設定温度を20℃に設定してある。

集中管理のスイッチは学校の職員室にあって、太田市教委がパスワードをかけており、エアコンの設定変更は太田市教委が一律に行っている。教室にもエアコンのスイッチはあるが教室で温度変更をしても暖房の場合は20℃に戻るよう設定している。

② 暖房の設定温度を20℃とした理由は、文部科学省「学校環境衛生管理マニュアル」にて最も学習にふさわしい条件として示されている「冬期では18～20℃」の記述に沿って高温多湿の数値を採用したものである（添付資料1）。

他に、環境省が地球温暖化対策のため、暖房時の室温20℃を提唱していたことも設定温度の根拠としてきた。

③ 寒さの感じ方や防寒には個人差もあるところ、温度設定を教職員個々の判断に委ねて不均一になってしまうことは相当でなく、上記②の理由により、太田市教委が上記①の方式によってエアコンの集中管理をして、各教室を適切な温度にして均一に保つことが必要であると考えます。

④ 太田市教委発出の「灯油ストーブ・エアコンガイドライン」の中で、「使用方法」においては「室温が低いときはストーブを併用し、効率的な運転と経費節減に努める。」と示しており、エアコンを稼働しても教室が温まらない場合は、ストーブやヒーターの併用も認めているので、教職員が室温が低いままに我慢を強いられる状況にはないと言える。（添付資料2）

3. 結論

よって、措置要求は理由がない。

以上

2023年5月2日

群馬県人事委員会
委員長 森田 均 様

措置要求者代理人 田中 光則

太田市教委からの意見書に対する反論について

太田市教育委員会からの意見書について反論を求められましたので、下記の通り反論書を提出いたします。今後とも、ご審議、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 要求事項について への反論

多くの教職員が、防寒の努力をしてもなお辛い寒さの中、耐えながら職務に励んでいることは事実である（資料1）。よってその改善を要求することには正当性がある。

2 要求理由について への反論

①「エアコン導入当初から現在の設定だった」という件に関して

エアコン導入の際、20℃設定で運用を開始したことについて批判する意図はない。しかし、実際に運用した結果、寒過ぎるという声が出ているのだから、運用方法を見直していただきたい。

少なくとも2019年度からは、全群馬教職員組合が温度設定に関して文書にて要求しており、それ以前も口頭によって、寒過ぎるので改善してほしい旨を伝えていた。また現場レベルでは、「校長にエアコンの温度を何とかしてほしいと訴えたが無理だった」という声を複数聞いている。

長い間、組合として交渉しても改善しなかったため、またコロナ以降の換気の徹底で、寒さへの対応が一層困難になったため、今回の措置要求に至ったものであり、突然出した要求ではないことを考慮していただきたい。

②「文科省や環境省の提唱が設定温度の根拠である」という件に関して

環境省の提唱は室温20℃であり、真冬に設定温度20℃では、室温20℃までは上がらない。

一般に、1～2月の真冬の寒さの中、20℃設定でエアコンを使用している事業所や家庭はほとんどないと思われる。しかも学校は建物の構造上、一般の事業所や家庭よりも寒いことが多く、真冬に20℃設定では、室温17℃（労安法事務所衛生基準規則）までも上がらない。

また、コロナ以降は換気にもかなり気を配っており、時間をかけて若干上がった室温もすぐに下がる状態である。更に音楽などの教室移動がある場合、自クラスに戻ってきたときには外気とさほど変わらない中、震えながら授業を行ったり、給食を食べたりしている実態を考慮していただきたい。

③「寒さの感じ方には個人差がある」という件に関して

寒さの感じ方に個人差があるのはまさにその通りである。さらに教室の位置関係によっても寒さは

異なり、校舎の老朽の度合いによっても異なる。だからこそ現場で、教職員および児童生徒の状態や教室の状況に合わせて温度設定していくことが必要であるとする。

集中管理であっても、十分な温度で運用されているのであれば対応できるし、「環境負荷をなるべく増やさない」という方針にも協力したいと思っている。しかし、20℃設定では現場の工夫にも限界があり、いくら何でも寒すぎるというのが実態である。

過去の交渉において教委自身も寒いという事実自体は認めており、ガイドラインの中でも「ラジオ体操やマラソンで体温を上げる」ことを推奨(資料2)している。なお運動で体温を上げるという方法は、短期的には一定の効果があるとしても、毎日の授業の中でやり続けることは不可能であり、現実的な対応とは言い難い。

④「ストーブやヒーターの併用を認めている」という件に関して

ストーブやヒーターの併用を認めていても、十分な台数がないという問題がある。職員室や特別支援教室などにはストーブを設置していることも多いと思うが、一般教室ではエアコンのみを使用している場合が多い。「寒ければ併用すればよい」というのであれば、すべての教室にストーブを設置する必要があるが、そもそも、かつてあった煙突式のストーブを撤去してエアコンに移行してきた経緯があり、現実的ではない。また低温で集中管理している一番の理由は、節電による経費節減(資料2)なのだから、新たなストーブ設置はその目的とも合致しないと考える。

3 結論 への反論

今回の措置要求において、私たちは対立を求めているわけではない。真冬の寒すぎる労働環境を改善し、安心・安全に働いて、よりよい教育活動を行いたいという目的に沿っての要求である。

現場の教職員は教育予算が少ないことで教委が苦勞していることは理解している。だからこそ消耗品を節約したり、本来やるべきではないが、業務で使うものを自費で購入したりするなど、経費節減に協力している。しかしながら、温度設定に関しては現場の工夫で対処できるものではなく、教職員や児童生徒の健康にも関わる問題である。

先述した通り、20℃設定で運用を開始したことを批判する意図はなく、今後の労働環境を改善してほしいという切実な要求である。「教職員が室温が低いままで我慢を強いられる状況にはない(市教委の意見書)」と切り捨てるのではなく、現場の教職員の意見を丁寧に聞き取り、安心して働ける労働環境を作っていただきたい。

以上

資料1 前回提出資料より

エアコンを使用しながら実際に計測した教室温度

太田市立 A 小学校

1 2 月 6 日 1 校時 16°C前後
2 校時 最高 17.6°C

1 2 月 2 2 日 1 校時 12°C
2 校時 15°C
1 日の最高 18°C

1 月 2 4 日 1 校時 14°C
2 校時 14.3°C
3 校時 14.9°C
4 校時 15.3°C

太田市立 B 小学校

12 月 6 日 11 時過ぎに室温 20°Cに達する。
12 月 13 日 給食までエアコンを稼働させた
が
20°Cには達しなかった。
5 校時移動教室のため
エアコンを切ると 15°C

12 月 22 日 朝 12°C エアコンを稼働させ
続けたが一度も 20°Cを上回らず。
1 月 25 日 朝 9°C エアコンを稼働させ
続けて 16°C

市内の他の小学校の教諭から聞き取った内容

1 月 24 日 12°C 管理職にエアコン設定の変更をお願いしても聞き入れてもらえない。
5 枚重ね着をして、カイロを 2 枚貼り、マフラーをして対応している。
11°Cの日もあった。手がかじかんで文字が上手に書けないと半べそをかいている児童もいた。

7 節電と省エネルギーの取り組み

(1) 節電できる使い方

- ・節電で一番大切なことは、効果の大きいところから始めることです。
学校の電気代のうち、エアコンと照明器具が大きなウエイトを占めております。今後、冬場のエアコン使用により、デマンド値が大きく跳ね上がることが予想されます。そのため、デマンド値の監視の強化は元より、エアコンの同時起動の回避や使用していない箇所の消灯を徹底する。

(2) 暖房機器の効率的な利用

- ・窓側のカーテン類の活用
各教室で、外気からの寒気の侵入を避けるため、必要に応じカーテンの操作による断熱効果を高めることができます。
- ・扇風機の活用
扇風機を活用することで、天井付近にたまりがちな熱気を教室全体に効率よく縦貫することができます。そのことにより、体感温度を上げ、より暖かく感じることもできるとともに、空調効率も上がり、エネルギーの節減にもつながります。

(3) ウォームピズの徹底

- ・上着を1枚着込むことで、2度程度室温を下げられる。

(4) 学校における健康増進の取り組み

◎自然の環境に順応できる体づくり

- ・早朝ラジオ体操、縄跳び、マラソン等、運動し、体温を上げる。

※エアコンの導入は、児童・生徒の体調を保持し、良好な学習環境を提供する一方で、環境に対して新たな負荷を与えるといった側面が生じることは否めません。これまで各学校におかれては、省エネルギー対策につとめて取り組んでいただいておりますが、更なる取り組みに努めていただきますようお願いいたします。

別紙1

次の事項について、明らかにすることを求める。

措置要求書に添付された資料1において、実際に計測したとする教室の室温が記載されているが、計測場所の状況、計測方法等が不明である。次のとおり措置要求者が所属する学校における、措置要求の対象とする教室等の室温測定に関する資料の提出を求める。

- 1 室温を計測する教室等の図面（立地条件、日当たり等が分かるもの）
- 2 使用する温度計に関する情報
（文部科学省「学校環境衛生管理マニュアル」に記載された仕様を有する測定器を用いて測定すること。）
- 3 教室等における温度計の設置場所に関する情報
（対象となる教室等において、少なくとも1カ所以上を計測するものとし、教員が専ら使用する場所（教卓等）に近い位置で机上の高さにおいて計測したものを含むこと。）
- 4 温度計の測定結果（一定期間、一日を通して測定したもの）
 - ※ 一定期間
土日を除いて、連続する少なくとも10日以上測定すること。
ただし、連続する5日以上を複数回行い、累計10日以上となる場合でもよい。
 - ※ 一日を通して
1時間おきを目安に授業時間に応じて測定すること。
（室温の測定結果は1日ごとに表にまとめ、証拠資料として、全ての測定結果について温度計の示す室温を写した写真（撮影時間を表示）を添付すること。）
- 5 室温測定時における前後の状況の変化に関する情報
例：移動教室後でエアコンを切った後○分後
感染症対策で換気を行った後○分後 等
- 6 建物全体における換気に関する情報
- 7 測定日における天候、最高気温、最低気温

別紙2

次の事項について、明らかにすることを求める。

- 1 意見書における「寒さの感じ方や防寒には個人差もあるところ、温度設定を教職員個々の判断に委ねて不均一になってしまうことは相当でなく」との主張に対して、措置要求者が「だからこそ現場で、教職員および児童生徒の状態や教室の状況に合わせて温度設定していくことが必要である」と反論しているが、これに対する反論
- 2 意見書において「温度設定を教職員個々の判断に委ねて不均一になってしまうことは相当ではなく」と主張する一方で、室温が低いときは教室ごとにストーブとヒーターの併用を認めており、結果として不均一な温度を認めていることになるが、これについての整合的な説明
- 3 意見書における「教職員が室温が低いまま我慢を強いられる状況にはない」との主張に対して、措置要求者が「真冬に設定温度20℃では、室温20℃までは上がらない」と主張し、教室の温度の計測結果を添付している。当局において「我慢を強いられる状況にはない」と判断した具体的な根拠（各教室の温度を計測した結果や各教室の状況を確認した結果等）
- 4 措置要求者が所属する学校におけるストーブやヒーターの設置状況及び使用制限に関する情報
(全ての教室でいつでも使用できる環境になっているのかが分かるもの)
- 5 職員団体を含めた太田市教職員から提出された、学校の温度管理への要望に関する資料及びそれに対する回答とその回答の根拠が分かるもの
- 6 県内近隣の市町村における運用状況

令和5年9月11日

群馬県人事委員会
委員長 森田 均 様太田市教育委員会
教育長 恩田 由之**回 答 書**

令和5年7月10日付で要求のあった求釈明事項について、下記の通り回答いたします。

記

○ 1. 釈明事項について

(1) 別紙1の1について

寒さの感じ方や防寒には個人差もあるところ、温度設定を個々の教職員の判断に委ねて不均一になってしまうのは相当ではない。そのため、文部科学省「学校環境衛生マニュアル」p34において、最も学習にふさわしい条件として示されている「冬期は18℃～20℃」に沿って標準的な基準と定める必要がある。

(別添1)

(2) 別紙1の2について

教室の温度が標準的な温度に満たない時があった場合には、補助的にストーブやヒーターの使用を認めているのであって、目安を超えた使用までを認めているのではない。もちろん、温度の不均一を認めているものではない。

(別添2)

(3) 別紙1の3について

○ 「我慢を強いられる状況にはない」と判断した具体的な根拠としては、各学校で設定温度を20℃と設定しているため。

(4) 別紙1の4について

措置要求者が所属する学校におけるストーブやヒーターの設置状況及び使用期限に関する情報は以下のとおりである。

① 生品小学校

- ・教室にエアコン1台設置（エアコン設置は平成25年度）
- ・天井に扇風機2台設置
- ・窓側壁面にFF暖房機が固定（平成10年度の校舎完成に合わせて設置）

② 南小学校

- ・教室にエアコン1台設置（エアコン設置は平成25年度）
- ・天井に扇風機2台設置
- ・倉庫にブルーヒーター11台保管あり（特別教室用）

③ 旭小学校

- ・教室にエアコン1台設置（エアコン設置は平成25年度）
- ・天井に扇風機2台設置

(5) 別紙 1 の 5 について

職員団体を含めた太田市教職員から提出された、学校の温度管理への要望に関する資料及びそれに対する回答として示すものは、2022年度生活改善要求に対する回答である。その他の資料については口頭でどのようなやり取りがあったかの記録が存在せず、示すことができない。

口頭での回答（記憶によるもの）

環境省が推奨している室温を根拠に、冬場の暖房の設定温度は20度で集中管理している。しかし、冬場の教室は天候によっては20度にならないこともあり、校長と教職員で相談し、継続しての使用が可能である。また、ウインドブレーカーの重ね着や膝掛けの使用なども認めている。

(6) 別紙 1 の 6 について

県内近隣の市町村における運用状況は、まちまちである。

別添資料について

別添 1 「学校環境衛生管理マニュアル」並びに「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」

別添 2 「灯油ストーブ・エアコン運用ガイドライン（令和4年11月）」

以上

全群教による調査結果 (近隣市町及び前橋・高崎)

	普通教室における暖房設備	温度設定の方法	暖房設定温度の上限	記述
桐生	FF式ガス暖房機	教室ごとに教員が判断	室温20℃を目安	寒い日は現場の判断で上げられる。
館林	エアコン導入済の教室に関してはエアコン。導入されていない部屋に関してはブルーヒーターを使用。	学校ごとの集中管理	24℃	基本的には遵守をお願いしているが、学校ごとに設備環境が異なるため、個別相談には柔軟に対応している。 具体例として（夏場の例ではあるが）冷房の効きが悪い教室に対して、涼しくなる時期までの間、一時的に下限温度を撤廃したことが複数回あった。
板倉	エアコン・ガスヒーター併用 エアコン・移動式ストーブ併用	教室ごとに教員が判断	定めていない	
明和	ヒーター（灯油）	教室ごとに教員が判断	定めていない	
千代田	エアコン	教委による集中管理	20℃	設定温度を変更したい場合は教委に相談。 （20℃を強制はしていない）
大泉	エアコン・ガスヒーター	教室ごとに教員が判断	定めていない	下限17℃以上
邑楽	エアコン	教室ごとに教員が判断	6校中、「定めている」が3校。 20℃が2校、18～22℃が1校。 「定めていない」が3校。	全校、寒い日は現場の判断で上げられる。
前橋	エアコンを主体。学校によってガスヒーターや移動式ストーブを併用。	基本は学校ごとの集中管理。 学校の判断で教室ごとに設定に切り替えることも可能。	室温20℃を目安	運用指針はあくまで目安。学校の実情に応じ、現場での判断に任せている。
高崎	エアコン、ストーブ、ガスヒーター、床暖房	教室ごとに教員が判断	定めていない	エアコンについては室内温度が概ね18℃になるよう柔軟に運用。